

玉名市内の保育所等の災害等警戒時における臨時休園等のガイドライン（判断基準）

令和7年6月1日
玉名市役所子育て支援課

1 目的

保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）などの保育施設は、大雨や暴風等に伴う避難情報等の発令時や、風水害や地震等の災害発生時（以下「災害等警戒時」という。）に人的、物的被害が生じる恐れが高まった場合には、保育所等に係る園児、保護者や保育従事者の生命や身体の安全を守るため、保育所等の臨時休園や登園自粛要請（以下「臨時休園等」という。）などについて速やかに判断し対応する必要がある。そこで本市における災害等警戒時における保育所等の対応についてのガイドライン（判断基準）を定める。

2 対象施設

このガイドラインの対象施設は、本市に所在する保育所等とする。

3 災害時等の対応

災害等警戒時における保育所等の臨時休園等の基準については、以下に示す「臨時休園等の基準」のとおりとする。

ただし、災害等警戒時に避難情報等が発令された地区に所在する保育所等であって、当該地区に所在する保育所等の施設長又は設置者（以下「施設長等」という。）が、当該保育所等において保育をしても安全と判断する場合や、警報発令時の以後の気象予測、実質的な対応までに要する時間、保育所等の立地条件などにより、警戒レベルや震度（以下「警戒レベル等」という。）で示す「保育所等の対応」とは異なる対応が必要と判断する場合には、関係者と協議のうえ、各警戒レベル等で示す対応よりも下位又は上位の対応ができるものとする。

4 臨時休園等の基準

(1) 風水害時の警戒レベルに応じた基準

警戒レベル	時点	保育所等の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	開園時間前	臨時休園とする。 ・保護者へ臨時休園とする旨を連絡する。 ・臨時休園の判断は通常開園時間の1時間前とする。
	開園時間中	原則、臨時休園とし、降園時間を繰り上げる。 ・保護者へ臨時休園のため降園時間を繰り上げた旨を連絡する。 ・臨時休園の判断は適時とする。 ・園児の保護者への引き渡し完了後、臨時休園とする。
警戒レベル4 (避難指示)	開園時間前	「警戒レベル5」の「開園時間前」に同じ。
	開園時間中	「警戒レベル5」の「開園時間中」に同じ。
警戒レベル3 (高齢者等避難)	開園時間前	原則、開園とする。（※臨時休園、登園自粛要請も可） ・状況に応じて保護者へ臨時休園、登園自粛の要請（以下、「臨時休園等」と言う。）の連絡をする。 ・臨時休園等の判断は通常開園時間の1時間前とする。
	開園時間中	原則、開園とする。（※降園時間繰上、保育対象縮小も可） ・状況に応じて降園時間の繰り上げ、保育対象の縮小、避難所への避難開始（以下「降園時間繰上等」と言う。）の連絡をする。
特記事項		・臨時休園や登園自粛要請中の保育所等において、通常の閉園時間までに警戒レベルの引き下げや解除があった場合には、施設長等が施設の安全性や配置可能な職員数の確保など保育所等の運営に支障がないかを判断し、状況に応じて保護者に登園可能の旨を連絡する。

(2) 地震に伴う基準

震度	時点	保育所等の対応
震度 5 以上	開園時間前	原則、臨時休園とする。 ・ただし、施設長等が施設の安全性を確認したうえで、保育に必要な保育士数の確保など、保育所等の運営に支障がないと判断した場合は、開園できるものとする。
	開園時間中	原則、発災後直ちに臨時休園とする。 ・保護者に臨時休園のため降園時間を繰り上げた旨を連絡する。 ・保護者に安全を確保しできるだけ速やかに園児を迎えに来てもらうよう連絡する。 ・なお、施設長等が施設の安全性を確認したうえで、保育所等の運営に支障がないと判断した場合は、開園を継続できるものとする。
震度 4 以下	開園時間前	原則、開園とする。（※臨時休園、登園自粛要請も可） ・ただし、施設長等が施設の安全性の確認や保育に必要な保育士の確保ができないなど、保育所等の運営に著しく支障があると判断した場合は、臨時休園等ができるものとする。
	開園時間中	原則、開園とする。（※降園時間繰上、保育対象縮小も可） ・ただし、施設長等が保育施設の安全性が低下し、安全な保育環境の確保が困難になったと判断する場合は、降園時間繰上等ができるものとする。

5 対応状況の報告

保育所等の施設長等は、災害等警戒時の対応状況について、その内容を遅滞なく玉名市役所子育て支援課に報告するものとする。

6 その他

土砂災害防止法第 8 条の 2 及び玉名市地域防災計画に規定する要配慮者利用施設においては、上記の規定にかかわらず、当該施設で定める避難確保計画に従い避難を実施するものとする。

【参考】

「子育て支援に関する行政評価・監視」第 2 の 6 の(1)非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断の推進の【制度等】（平成 30 年 11 月付け総務省行政評価局結果報告書）によれば、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の施設長又は設置者は、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法施行規則第 63 条又は学校保健安全法第 20 条の規定に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」としている。

これに対し、保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設については、その施設長、設置者等が自然災害発生時又は感染症流行時に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令はない。

しながら、厚生労働省では、保育施設等の役割が、家庭において必要な保育を受け難い乳幼児を預かることであることに鑑みると、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものの、保育施設等であっても乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていないとしている。

また、地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方、台風や大雨を伴う前線の接近、感染症の拡大等、発生が一定程度予測できる非常事態もあるため、臨時休園を迅速かつ適切に判断できるよう、臨時休園を行うための基準をあらかじめ設定しておくことは、日常と異なる環境下での保育に起因した事故の発生や感染拡大のリスクを避ける上で重要なものであるとしている。

よって、保育所等の臨時休園等の判断にあたっては、以上の主旨を尊重し、かつ慎重に判断するものとする。